別表の指定番号十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
さいたま中央事務所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
ロ　武蔵浦和事務所　埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号
ハ　大宮事務所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目百二十一番一
ニ　川越事務所　埼玉県川越市並木四百八十八番地一
ホ　所沢事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目十三番一号
ヘ　越谷事務所　埼玉県越谷市南越谷四丁目十六番二号
ト　春日部事務所　埼玉県春日部市中央六丁目一番七号
チ　熊谷事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十三番一号
リ　東京事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十一番四号
ヌ　東京都武蔵野市中町一丁目十一番四号」

を

「イ　本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
さいたま中央事務所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
ロ　武蔵浦和事務所　埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号
ハ　大宮事務所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目百二十一番一
ニ　川越事務所　埼玉県川越市並木四百八十八番地一
ホ　所沢事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目十三番一号
ヘ　越谷事務所　埼玉県越谷市南越谷四丁目十六番二号
ト　春日部事務所　埼玉県春日部市中央六丁目一番七号
チ　熊谷事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十三番一号
リ　東京事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十一番四号
ヌ　東京都武蔵野市中町一丁目十一番四号
ル　ＳＪＫつくば確認検査事務所　茨城県つくば市東新井十九番七」

に改める。

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市中央区磯辺通二丁目三〇七番から同市中央区磯辺通二丁目三〇五番地先まで	前	二一・七九～二一・九八メートル	〇〇・〇三一キロメートル
	後	二一・七九～二七・三四メートル	〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
呉市天応大浜二丁目五五八番二から同市天応南町九四二番二まで	前	一二・九〇～一二・二〇メートル	〇〇・一四七キロメートル
	後	一二・九〇～二七・〇〇メートル	〇〇・一四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一〇〇号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
竹原市福田町字堂沖尻一二八六番一から同市福田町字元浜二二七番五まで	前	八・九〇～一四・四六メートル	〇〇・四一〇キロメートル
	後	一〇・一〇～一四・四六メートル	〇〇・四一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月九日

中国地方整備局長　川崎　茂信

国会事項

衆議院

質問書提出

五月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

遺伝子組み換え表示制度検討に関する質問主意書（大河原雅子提出）

加計学園の獣医学部新設をめぐる柳瀬元総理大臣秘書官の対応等に関する質問主意書（山井和則提出）

高度プロフェッショナル制度が適切に運用されることへの強い疑問等に関する質問主意書（山井和則提出）

会議

五月八日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

五月七日議員から次の質問主意書が提出された。

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一〇四号）

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

森友学園に関して二〇一七年二月二十二日に行われた、菅官房長官に対する報告会議に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八一号）

県人会等に対する寄附に関する質問主意書（足立信也提出）（第八二号）

排痰補助装置の普及に関する質問主意書（小川勝也提出）（第八三号）

陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問主意書（青木愛提出）（第八四号）

政府認定拉致被害者に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第八五号）

介護保険の訪問介護の「生活援助」に係る運営基準の改定に関する再質問主意書（相原久美子提出）（第八六号）

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八七号）

「普天間飛行場負担軽減推進会議」に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第八八号）

平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する質問主意書（川田龍平提出）（第八九号）

憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九〇号）

内閣による衆議院の解散権の行使と法の支配及び立憲主義との関係等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九一号）

国務大臣の改憲発言及び内閣の憲法改正原案の国会提出と立憲主義等の関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九二号）

「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」及び天皇の退位特例法案と憲法第三条及び第四条との関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九三号）

佐藤外務副大臣の「服務の宣誓」による就任挨拶が文民条項に反することに関する質問主意書（小西洋之提出）（第九四号）

総務省による「政治的公平の解釈について（政府統一見解）」に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九五号）